

第9期 高浜市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

骨子案

1 基本理念

高浜市では、高齢者、障がいのある人、子ども・子育て中の人、生活困窮者、外国籍住民などライフステージに関わりなく必要な支援が受けられるしくみづくりを進めてきました。

第8期計画は、こうした背景のもと、団塊の世代が75歳以上に到達する2025年と生産年齢人口が急速に減少する2040年を念頭に置き、中長期的な視点で、自立支援・重度化防止に向けた施策の具体的な展開などを計画化し、各種施策を推進してきました。

今回の第9期計画は、国の基本指針（案）にも示されたとおり、第8期計画に引き続き中長期的な視点で策定するとともに、上位計画にあたる「高浜市第4次地域福祉計画」（令和4（2022）年度策定）の目指す重層的支援体制の構築を、「たかはま版地域包括ケアシステム」の充実・深化させることで具体化していきます。

また、第9期計画は2025年を期間に含むため、高齢者が「可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない」という介護保険法（第2条第4項）のサービス提供理念を実現することを最大の目標として内容を検討していきます。

第9期計画の基本理念については、高齢者のみならず、すべての市民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく生きられる地域共生社会の実現を目指して、第8期計画の基本理念を引き継ぎたいと考えます。

みんなで、つながり、つくろう！

いつまでも健康でいきいきと暮らせるまち たかはま

(2) フレイル対策と高齢者の活躍するまちづくりの推進

～地域循環型福祉経済の仕組みづくり

社会とのつながりを失うことがフレイルの最初の入り口と言われています。これまで進めてきた「健康自生地」を更に充実していくことでフレイルを予防します。

また、生活習慣の改善がフレイル対策につながることから、高齢者をはじめすべての市民が自分の健康は自分で守るという意識のもと、主体的に楽しみながら健康づくりに取り組めるような環境を整えます。

加えて、元気な高齢者の活躍や多様なニーズに対応した福祉事業の創出などによって、まちが賑わい、地域経済が活性化するよう、地域のさまざまな団体、事業者と協働して新たなサービスの開発などに取り組んでいきます。

(3) 認知症施策の推進

できる限り多くの市民に認知症に対する理解を深めてもらうため啓発活動はもとより、認知症の人と家族の地域における居場所づくりや見守りネットワークづくりを進めていきます。

また、独立行政法人国立長寿医療研究センターと共同で認知症予防のプログラム開発を目指します。

(4) 要介護者と介護に取り組む家族への包括的な支援の充実

介護が必要な状態になっても、誰もが自らの意思でサービスを選択できるよう、居宅サービス、施設・居住系サービスを問わず必要とされる介護保険サービスを十分に確保に努めます。特に、施設を選択せず、在宅介護を継続するため、家族介護者の精神的・肉体的負担を軽減することを重点に置いた支援策や重度の介護を要する人も安心して在宅で療養できるようなサービスの拡充を目指します。

自立支援、介護予防、介護給付費の適正化に関する施策と目標を設定し、客観的に実績を評価する仕組みを確立していきます。

3 施策の体系

<p>基本理念</p> <p>みんなで、つながり、つくろう！ いつまでも健康でいきいきと暮らせるまち たかはま</p>	基本方針	施策の方向性
	<p><基本方針1> たかはま版地域包括ケアシステムの充実・深化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地域共生社会の実現に向けた取組の推進 ○ネットワークの充実・強化 ○地域包括ケアシステムを支える人材の確保と育成 ○住まいに関する支援の充実 ○安全・安心のまちづくりの推進
	<p><基本方針2> フレイル対策と高齢者の活躍するまちづくりの推進～地域循環型福祉経済の仕組みづくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○フレイル予防の充実 ○生きがい活動・就労の推進 ○介護予防・日常生活支援総合事業の充実 ○自立支援・重度化予防の取組と目標 ○在宅生活支援の充実
	<p><基本方針3> 認知症施策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○認知症理解の促進 ○認知症予防の推進 ○認知症支援体制の構築 ○高齢者の権利擁護の推進
<p><基本方針4> 要介護者と介護に取り組む家族への包括的な支援の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○被保険者・認定者の現状と見込み ○居宅サービス等の現状と見込み ○地域密着型サービスの現状と見込み ○施設サービスの現状と見込み ○市町村特別給付（上乘せ・横だしサービス）の方向性 ○介護保険事業費・介護保険料の見込み ○介護給付の適正化の推進 ○リハビリテーション提供体制の充実 	

【参考】第9期介護保険事業計画の基本指針のポイント

国は、第9期介護保険事業計画の策定に向け、現在基本指針の見直しを行っています。令和5年7月10日に開催された社会保障審議会介護保険部会では以下のポイントについてあげられています。

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

- ① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備
 - ・ 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要
 - ・ 医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
 - ・ 中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要
- ② 在宅サービスの充実
 - ・ 居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
 - ・ 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
 - ・ 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- ① 地域共生社会の実現
 - ・ 地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進
 - ・ 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待

・認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要

② デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備

③ 保険者機能の強化

・給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

・介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施

・都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用

・介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

資料：社会保障審議会介護保険部会「基本指針の構成について」（令和3年7月10日）